

境港発着混載輸送サービス事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、境港発着混載輸送サービス事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、境港外貿定期航路を利用した境港発着の海上コンテナ混載輸送サービスの定着を図るため、混載輸送サービス等を提供する者に対し、その経費の一部を補助することにより、境港の利便性を高め、境港の利用を促進することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 混載輸送サービス

境港外貿定期航路を利用して、小口の貨物を混載可能な輸送手段を用いて境港CFS（貨物の荷捌き場（オフドック（Off-Dock）CFS含む））と到着港又は出発港CFS間の輸送業務を定期的かつ広く一般に提供する事業

(2) 複数国・地域間LCL輸送サービス

海上コンテナを利用し、中継港を経由して複数国・地域を対象とした混載輸送サービス

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第3欄に定める率を乗じて得た額以下とし、同表の第4欄に定める額を上限とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の補助金交付申請は、当該年度の2月15日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次の各号に定めるもの以外の変更とする。

(1) 申請者の名称・所在地の変更

(2) 補助目的の達成に支障を来たす又は事業の能率の低下をもたらす事業計画の変更

(3) 本補助金の増額を伴う変更

(4) 事業の目的、実施内容など事業の基本部分に関わる変更

(5) その他事業内容に重大な影響を及ぼす変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(提出書類の部数)

第9条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

1 補助事業	2 補助対象経費	3 補助率	4 限度額
複数国・地域間LCL輸送サービス	境港～積替港との海上運賃、諸経費(混載仕立管理費、書類作成 等)	1/2	1 輸送あたり3万円、 1 事業100万円

様式第1号（第5条、第8条関係）

〇〇年度境港発着混載輸送サービス事業計画（報告・変更）書

事業名	複数国・地域間LCL輸送サービス
事業期間	令和 年 月 ～ 令和 年 月 （ 月間）
事業内容	<p>（1）事業概要</p> <p>（2）事業実施スケジュール</p> <p>（3）他の補助金の活用の有無（有・無） ※有の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名、団体名及び連絡先）を記載してください。</p>
今後の事業展開計画と事業化の見通し	
事業の結果及び評価 （報告書のみ）	

※用紙はA4サイズのものを利用してください。枚数の制限はありません。

※利用荷主向けに提案するサービス内容を記載した資料を添付して下さい。

※グループによる場合は、各構成員が実施する内容について明示したものを添付して下さい。

様式第2号（第5条、第8条関係）

〇〇年度境港発着混載輸送サービス事業収支予算（決算・変更）書

1 収入の部

（単位：千円）

	金額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金（C）		
その他		
補助事業総額（A）		

2 支出の部

（単位：千円）

補助対象経費	主な内容	事業に要する（した）経費	左記の経費のうち補助対象経費	備考
合計		(A)	(B)	

※主な内容欄には積算を明記すること。

※金額は、すべて消費税を除いた額で、千円未満を切り捨て千円単位で記載すること。

※収入の部の「補助事業総額（A）」と支出の部の「左記の経費のうち補助対象経費（B）」の合計額は同額とすること。

3 補助金申請金額

補助金交付申請額（C）	千円
-------------	----

(B) × 補助率又は補助金上限額
（いずれか低い額を左記に記入）

様

職 氏 名 印

令和 年度 境港発着混載輸送サービス事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった境港発着混載輸送サービス事業費補助金（以下「本補助金」という。）の申請書（以下「申請書」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「〇〇〇〇」とし、その内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、境港発着混載輸送サービス事業費補助金交付要綱（平成28年7月29日付第201600060314号商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

なお、上記に違反した場合は、規則第21条の規定により本補助金を取り消すことがある。

この場合において、規則第22条の規定により本補助金の返還を命ぜられた場合は、該当金額を返還しなければならない。